

○糸島市ホテル及び旅館に係る固定資産税の特例に関する条例

平成23年 9月30日

条例第17号

改正 平成25年12月18日条例第37号

平成30年 3月30日条例第 3号

(目的)

第1条 この条例は、市内のホテル及び旅館並びにコンベンションホールの充実を図るために市内のホテル及び旅館の所有者に係る固定資産税の特例を定めることにより、市内へのホテル及び旅館の立地並びにホテル及び旅館の設備充実及び国際化の促進を図り、もって都市機能の強化及び観光振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ホテル及び旅館 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定するホテル営業及び同条第3項に規定する旅館営業の用に供する施設のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設及び糸島市旅館等の建築等の適正化に関する条例（平成30年糸島市条例第3号）第2条第2号に規定するラブホテル類似施設を除く施設をいう。
- (2) コンベンションホール 研究発表会、講演会、研修会、講習会、見本市等を開催できる設備を備えた会議場又は宴会場をいう。
- (3) 認定シティホテル 市内に存するホテル及び旅館のうち、国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号。以下「法」という。）第3条の登録を受けたホテルで、規則で定める要件を満たしたものをいう。
- (4) 登録ホテル等 市内に存するホテル及び旅館のうち、法第3条の登録を受けたホテル及び法第18条第1項の登録を受けた旅館で、前号に該当しないものをいう。
- (5) 認定ホテル等 市内に存するホテル及び旅館のうち、規則で定める要件を満たし、第3号及び前号に該当しないものをいう。

（平30条例3・一部改正）

(固定資産税の特例)

第3条 市長は、認定シティホテルの家屋に対して課する固定資産税について、糸島市税条例（平成22年糸島市条例第59号。以下この条において「条例」という。）の規定にかかわらず、認定シティホテルに該当することとなった日の属する年度の翌年度（認定シティホテルに該当することとなった日が1月2日から3月31日までの場合は、翌々年度）以後5年度分に限り100分の50を課税免除とする。

2 市長は、登録ホテル等の家屋に対して課する固定資産税について、条例の規定にかか

ならず、登録ホテル等に該当することとなった日の属する年度の翌年度（登録ホテル等に該当することとなった日が1月2日から3月31日までの場合は、翌々年度）以後3年度分に限り100分の50を課税免除とする。

3 市長は、認定ホテル等の家屋に対して課する固定資産税について、条例の規定にかかわらず、認定ホテル等に該当することとなった日の属する年度の翌年度（認定ホテル等に該当することとなった日が1月2日から3月31日までの場合は、翌々年度）以後3年度分に限り100分の50を課税免除とする。

4 前3項の規定は、ホテル及び旅館ごとに1回に限り適用する。ただし、次の各号に掲げるときは、当該各号に定めるところによる。

(1) 登録ホテル等及び認定ホテル等が、課税免除の適用を受け、その期間が終了した後に、認定シティホテルに該当することとなったときは、市長は、認定シティホテルの家屋に対して課する固定資産税について、条例の規定にかかわらず、認定シティホテルに該当することとなった日の属する年度の翌年度（認定シティホテルに該当することとなった日が1月2日から3月31日までの場合は、翌々年度）以後2年度分に限り100分の50を課税免除とする。

(2) 登録ホテル等及び認定ホテル等が、課税免除の適用を受けている期間中に、認定シティホテルに該当することとなったときは、市長は、認定シティホテルの家屋に対して課する固定資産税について、条例の規定にかかわらず、認定シティホテルに該当することとなった日の属する年度の翌年度（認定シティホテルに該当することとなった日が1月2日から3月31日までの場合は、翌々年度）以後、登録ホテル等又は認定ホテル等として課税免除の適用を受けた年度の数を5から減じて得た数の年度分に限り100分の50を課税免除とする。

5 前各項の規定にかかわらず、固定資産税の課税免除の適用を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、固定資産税の課税免除を適用しないものとする。

(1) 市税又は本市に関する使用料等を滞納している場合

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である場合

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合

(4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者である場合

（平25条例37・一部改正）

（課税免除の申請及び認定）

第4条 前条の規定により課税免除の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出し、課税免除の認定を受けなければならない。

（変更）

第5条 第3条の規定により課税免除の適用を受けている者、又は受ける予定の者（以下

「適用事業者」という。)は、前条の規定により申請した事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その事実の発生した日から10日以内に市長に届出なければならない。

(地位の承継)

第6条 相続、譲渡その他の事由により課税免除の適用を受けている家屋を譲り受けた者は、規則で定めるところにより、市長の承認を受けて、適用事業者の地位を承継することができる。

(廃止等)

第7条 適用事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに市長に届出なければならない。

- (1) 認定シティホテル、登録ホテル等及び認定ホテル等が休業し、又は廃業したとき。
- (2) 認定シティホテル及び登録ホテル等が法第16条(法第18条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により登録の取消しをされたとき又は法第17条(法第18条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により登録の抹消をされたとき。

(課税免除の取消し)

第8条 市長は、適用事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消し、適用事業者に対し、課税免除した固定資産税を賦課することができる。

- (1) 認定シティホテル、登録ホテル等及び認定ホテル等が休業し、又は廃業したとき。
- (2) 認定シティホテル及び登録ホテル等が法第16条の規定により登録の取消しをされたとき又は法第17条の規定により登録の抹消をされたとき。
- (3) 認定シティホテルが第2条第3号の規則で定める要件を欠いたとき。
- (4) 認定ホテル等が第2条第5号の規則で定める要件を欠いたとき。
- (5) 第3条第5項各号に該当したとき。
- (6) 偽りその他不正の手段により、固定資産税の課税免除の適用を受け、又は受けようとしたとき。
- (7) 社会的な信用を著しく損なう行為を行ったとき。

(平25条例37・一部改正)

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月18日条例第37号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日条例第3号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年6月1日から施行する。